

平成29年度 茨城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度茨城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|-------------------|---------------------------|
| (1) 給 水 事 業 所 数 | 256事業所 |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 320,786,725m ³ |
| (3) 1 日 平 均 給 水 量 | 878,868m ³ |
| (4) 建 設 改 良 費 | |
| 那珂川工業用水道事業 | 378,232千円 |
| 鹿島工業用水道事業 | 1,304,565千円 |
| 県南西広域工業用水道事業 | 1,755,781千円 |
| 県中央広域工業用水道事業 | 262,965千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | |
|-----------|--------------|
| 第1款 事業収益 | 13,539,055千円 |
| 第1項 営業収益 | 12,052,855千円 |
| 第2項 営業外収益 | 1,482,435千円 |
| 第3項 特別利益 | 3,765千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 事業費用 | 11,133,261千円 |
| 第1項 営業費用 | 10,228,160千円 |
| 第2項 営業外費用 | 894,601千円 |
| 第3項 特別損失 | 500千円 |
| 第4項 予備費 | 10,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,683,040千円は、過年度分損益勘定留保資金4,250,547千円、当年度分損益勘定留保資金1,949,157千円、当年度分消費税等資本的収支調整額138,218千円及び建設改良積立金345,118千円で補てんする。)

| 収 入 | |
|-----------|-------------|
| 第1款 資本的収入 | 2,135,077千円 |
| 第1項 国庫補助金 | 207,200千円 |
| 第2項 企業債 | 1,806,700千円 |
| 第3項 負担金 | 90,980千円 |
| 第4項 長期借入金 | 30,197千円 |

支 出

| | |
|------------|-------------|
| 第1款 資本的支出 | 8,818,117千円 |
| 第1項 建設改良費 | 3,701,543千円 |
| 第2項 資産購入費 | 3,697千円 |
| 第3項 償還金 | 4,333,560千円 |
| 第4項 補助金返還金 | 68,757千円 |
| 第5項 基金積立金 | 710,560千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------------|--------|-----------------------|
| 県南西広域工業用水道建設事業工事請負契約 | 平成30年度 | 466,920 ^{千円} |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|-----------|-------------------------|---|---|---------------------|
| 工業用水道事業 | 1,806,700 ^{千円} | 1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。 | 年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 40年以内 (据置期間を含む。) |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費等 705,525千円
- (2) 交 際 費 295千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、191,000千円と定める。